

食品製造事業者等の皆様へ

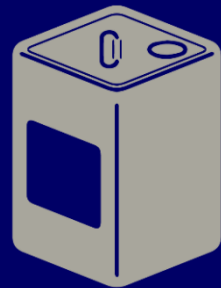
17,100円の 経費削減

※95度、18L缶の場合

- 工業用アルコールの使用許可事業者になると、酒税相当分が免税となり、エチルアルコールを低コストで調達することができます。
- 食品や機械器具の殺菌・滅菌用にご使用いただけます。



工業用アルコール



購入までの流れ

申請

許可

購入

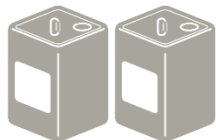
アルコール使用許可申請書（当局窓口で入手または経済産業省HPからダウンロード）、使用設備・貯蔵設備に関する配置図や構造図、アルコール使用明細書、その他いくつかの書類をご用意いただきます。

※申請に必要な書類の詳細はお問合せください。

申請から2週間程度で、許可番号・許可年月日等が記載された「アルコール使用許可書」を交付いたします。

※許可後、15,000円の登録免許税の納付が必要です。

以下の許可販売事業者から免税で購入することが出来ます。



会社名	☎	会社名	☎
エッカ石油(株)	098-870-1233	(資)幸陽商事	098-863-1655
沖縄メディックス(株)	098-888-3688	沖縄製粉(株)八重山営業所	0980-83-2600
(株)儀保ペイント商会	098-867-2672	(株)Green Earth	098-945-9611

申請・
お問合せ先



～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局経済産業部環境資源課 アルコール検査官
TEL:098-866-1757 FAX:098-860-1375